

憲法に関する主な論点（論点表）

第六章 司法

○ 主な論点とその関係条文

区分	関係する 条文	改憲の必要性等		A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ない が、立法措置（立法による 補充）が必要	C いずれも必要ない
		論点				
1	76条 81条	違憲 審査制 の改善策	憲法裁判所の設置	<ul style="list-style-type: none"> 憲法裁判所を設置すべき。 (組織：国会・内閣・裁判所の推薦によって選任するか。) (権限：具体的事件を前提とする具体的規範統制※1のみ行うこととするか。抽象的規範統制※2も行うこととするか。国民が直接憲法裁判所に申立てできる憲法訴訟の制度を導入するか。) 		<ul style="list-style-type: none"> 憲法裁判所を設置すべきではない。
			その他の改善策		<ul style="list-style-type: none"> B1 最高裁判所に「憲法部」を設けて、法律の憲法適合性を審査すべき。 B2 現行の最高裁判所と高等裁判所の間「特別高等裁判所」を設けて上告審の機能をもたせるべき。 B3 国会に憲法委員会を設置すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度の運用を改善すべき。
2	79条 80条	裁判官の身分保障	裁判官の報酬の減額	<ul style="list-style-type: none"> 裁判官の独立を害しない範囲での減額措置を明文で認めるべき。 		<ul style="list-style-type: none"> C1 行政府の国家公務員の給与引下げに伴い、裁判官の報酬もこれと同等に引き下げることが、現行憲法下でも合憲である。 C2 上記のような場合であっても、裁判官の報酬減額は憲法違反である。
	79条	裁判官の任命等	最高裁判所裁判官の任命方法	<ul style="list-style-type: none"> 任命方法を改めるべき。(国会承認とする等) 	<ul style="list-style-type: none"> 裁判官任命諮問委員会を設置すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在のままでよい。
			最高裁判所裁判官の国民審査	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度を廃止して新たな審査方法を採用すべき。 		<ul style="list-style-type: none"> 現行制度の運用を改善すべき。
	80条		下級裁判所裁判官の任期等	<ul style="list-style-type: none"> 任期等を改めるべき。(10年と規定されている任期の短縮、非常勤裁判官の導入等) 	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士経験を必須の任命要件とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度の運用を改善すべき。
	—		国民の司法参加	<ul style="list-style-type: none"> 国民の司法参加について憲法に明記すべき。 		<ul style="list-style-type: none"> 現在のままでよい。
〈上記以外の条文に係る論点（一部重複あり）〉						
	条文	条文の内容		主な論点		
	76条	特別裁判所の禁止		新しい裁判所（行政裁判所等）の設置の是非等		
	77条	最高裁判所の規則制定権		最高裁判所規則と法律との関係等		
	78条	裁判官の身分保障		裁判官弾劾制度の問題点等		
	82条	裁判の公開		傍聴の自由とその制約等		

※1 「具体的規範統制」…憲法裁判所以外の裁判所が、具体的事件の審理の際に、問題となっている法律等が憲法に反していると考えられる場合等に、手続を中止して、憲法裁判所の判断を求めること。

※2 「抽象的規範統制」…具体的事件を前提とせずに、政府、一定数以上の議会議員等の提訴によって、法律等の合憲性を審査すること。